

国民健康保険税条例改正について

■令和 7 年度 国民健康保険税賦課限度額

令和 6 年 1 0 月 3 1 日、第 1 8 4 回 社会保障審議会（医療保険部会）にて、厚生労働省保険局は、令和 7 年度に保険料（税）の賦課（課税）限度額を 3 万円引き上げる方針を提案しました。

	令和 6 年度		令和 7 年度	
医療給付分	6 5 万円	⇒	6 6 万円	1 万円増
後期支援分	2 4 万円	⇒	2 6 万円	2 万円増
介護納付分	1 7 万円	⇒	1 7 万円	同額
計	1 0 6 万円	⇒	1 0 9 万円	

被用者保険との公平を図る観点から、限度額に達する割合を 1. 5 % とするよう見直しが行われる。

【参考】令和 6 年 7 月本算定時の限度額世帯割合

医療給付分	7, 7 6 5 世帯中、1 3 3 世帯…	1. 7 1 3 %
後期支援分	7, 7 6 5 世帯中、1 3 7 世帯…	1. 7 6 4 %
介護納付分	3, 4 1 2 世帯中、1 1 3 世帯…	3. 3 1 1 %

【参考】令和 6 年 1 1 月 2 0 日の限度額世帯割合

医療給付分	6, 9 1 5 世帯中、1 2 0 世帯…	1. 7 3 5 %
後期支援分	6, 9 1 5 世帯中、1 2 4 世帯…	1. 7 9 3 %
介護納付分	3, 1 3 5 世帯中、1 0 6 世帯…	3. 3 8 1 %

■令和 7 年度 国保料（税）の軽減判定所得

物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、法令上のルールはないものの経済動向等を踏まえて見直す慣例があり、見直し幅は政府が消費者物価などを総合的に勘案して決めている。

・ 5 割軽減

「43 万円 + **2 9. 5 万円** × 世帯人数」 ⇒ 「43 万円 + **3 0. 5 万円** × 世帯人数」

・ 2 割軽減

「43 万円 + **5 4. 5 万円** × 世帯人数」 ⇒ 「43 万円 + **5 6 万円** × 世帯人数」

○今後の予定

地方税法施行令の一部改正がされた場合、課税限度額の引上げ等の条例改正が必要となる。

マイナ保険証の利用実績について

■ 本市の国民健康保険被保険者のマイナ保険証利用率

	全国	愛知県	清須市国保
令和 5 年 10 月	3. 7 9 %		5. 9 4 %
11 月	3. 6 4 %		5. 1 7 %
12 月	3. 6 5 %		5. 4 3 %
令和 6 年 1 月	4. 6 0 %	3. 5 6 %	5. 3 6 %
2 月	4. 9 9 %	3. 7 1 %	5. 2 5 %
3 月	5. 4 7 %	3. 9 8 %	6. 7 8 %
4 月	6. 5 6 %	4. 8 1 %	8. 1 3 %
5 月	7. 7 3 %	5. 8 4 %	1 0. 1 8 %
6 月	9. 9 0 %	7. 8 9 %	1 2. 5 4 %
7 月	1 1. 1 3 %	9. 0 7 %	1 5. 2 3 %
8 月	1 2. 4 3 %	1 0. 4 7 %	1 6. 6 4 %
9 月	1 3. 8 7 %	1 2. 0 4 %	1 9. 7 2 %
10 月	1 5. 6 7 %	1 3. 9 2 %	2 2. 7 1 %

厚生労働省 社会保障審議会（医療保険部会）資料より抜粋

斜体：愛知県国保連合会資料より